

はじめに



多治見市は、平成 15 年に子どもの権利に関する条例を制定し、これに基づき策定した「子どもの権利に関する推進計画」により、子どもの権利に関するさまざまな施策に取り組んでまいりました。

令和 5 年 4 月に施行された「こども基本法」は、日本国憲法および子どもの権利条約に基づき、こども施策を総合的に推進することにより、「こどもまんなか社会」を実現することを目的としています。

この度、第 3 次推進計画の計画期間が満了するのにもとない、こうした国の動きや市民意識調査の結果を踏まえ、第 4 次推進計画を策定いたしました。

第 8 次多治見市総合計画に掲げている「市民が主役！躍動するまち 多治見」を達成するためにも、元気な子どもたちの姿は欠かせません。子ども施設や市役所だけではなく、民間事業者や市民活動団体、地域の皆さまと一丸となり、子どもの権利が保障されたまちづくりに取り組んでまいります。皆さまのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、第 4 次推進計画策定にあたり、多治見市子どもの権利委員会の委員をはじめ、アンケート調査やパブリック・コメント手続きなどを通じてご意見をくださいました市民の皆さまに、厚くお礼を申し上げます。

令和 7 年 3 月

多治見市長 高 木 貴 行

目 次

I. 第4次推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨	2
2. 第4次推進計画の位置づけ	2
3. 計画の対象	2
4. 計画期間と事務事業の評価・検証	3
5. 推進体制	3
第4次推進計画体系図	4
基本理念・基本目標	5

II. 推進施策

基本目標Ⅰ～Ⅲ	7
---------	---

III. 第3次推進計画の評価・検証

1. 施策の方向Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実	10
2. 施策の方向Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進	13
3. 施策の方向Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上	16
子どもの自己肯定感について	18

資料編

1. 多治見市における子どもをめぐる現状	20
2. 子どもの権利委員会委員名簿	22
3. 第4次子どもの権利に関する推進計画策定の経緯	22
4. 子どもの権利に係る取組年表	23
5. 多治見市子どもの権利に関する条例	24
6. 用語解説	28

Ⅰ．第4次推進計画の策定にあたって

I. 第4次推進計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化社会の進展や社会経済状況の変化、また新型コロナウイルス感染症による自粛期間を経て、子どもを取り巻く環境は時代の急速な変動とともに変容し、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。

児童虐待やいじめの件数も年々増加していることに加え、社会情勢により生じてきた様々な困難や新しい課題に対応できず、子どもに関わる問題が複雑かつ深刻化し、家庭や学校などの子どもを取り巻く状況に対し、子どもの権利施策の推進がより必要になっています。

国においては令和3年に「こども家庭庁設置法」等が成立し、令和5年に「こども家庭庁」が発足、また同時に「こども基本法」の施行及び「こども大綱」が策定され「全てのこどもが尊重され、基本的人権が保障され、差別的な扱いがされないこと」とされました。

本市では、児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）の「差別の禁止」「子どもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「子どもの意見の尊重」の4つの原則に基づき、平成15年に「多治見市子どもの権利条例」が制定されました。平成16年には子どもに関する施策を総合的に行うため「多治見市子どもの権利に関する推進計画（以下「推進計画」という）」を策定し、第3次推進計画の期間内である令和2年には、子どもの命を守ることに重点を置いた内容を前文に追加し改正を行うなど、時代の変化に対応した見直しも行いました。

引き続き、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもの権利の保障を図り、積極的に「子どもにやさしいまち」を目指していきます。

2. 第4次推進計画の位置づけ

この計画は、多治見市子どもの権利条例第19条第1項に基づき策定するものであり、子ども自身を支援する視点に立ち、子育て支援と連携を図る計画です。

他の計画との関係では、第8次多治見市総合計画を上位計画とするとともに、平成27年に制定された「多治見市いじめ防止基本方針」のほか、「たじみこども未来プラン」、「多治見市教育基本計画」、「親育ち4・3・6・3 たじみプラン」など子どもに関わる他分野の計画との連携、整合性を図っています。なお、これら他分野の計画においても、子どもの権利の視点を反映していくことが求められます。

3. 計画の対象

この計画は、子どもの権利に基づく子どもと、市、親など保護者、子ども施設関係者、市民を対象としています。

【参考】 多治見市子どもの権利に関する条例における定義

子ども 18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。（第2条第1項）

子ども施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。（第2条第2項）

子ども施設関係者 子ども施設の設置者、管理者、職員（第3条第3項）

4. 計画期間と事務事業の評価・検証

令和5年4月に成立した「こども基本法」は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）に基づき、子どもの最善の利益を第一に考えたこども施策を総合的に推進することにより、「こどもまんなか社会」を実現することを目的としています。こういった国の動きを受け、多治見市においても子どもに関する計画を一体化し総合的に推進していくこととしました。本推進計画から「たじみこども未来プラン」にのみに事務事業を掲載し、進捗管理等も行うこととし、計画期間を令和7年度から令和16年度までの10年としました。子どもの権利委員会は子どもの権利に関する推進計画に基づき、事務事業の把握や評価を行います。

なお、子どもをめぐる社会環境の変化を考慮し、中間年にあたる令和11年度に見直しを行います。また、今後総合計画において、この計画に関わる大幅な変更がある場合は、たじみこども未来プランと同時に見直しを行います。

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
子どもの権利に関する推進計画(10年間)		前期計画					後期計画				
たじみこども未来プラン(5年間)		第3期					第4期				

5. 推進体制

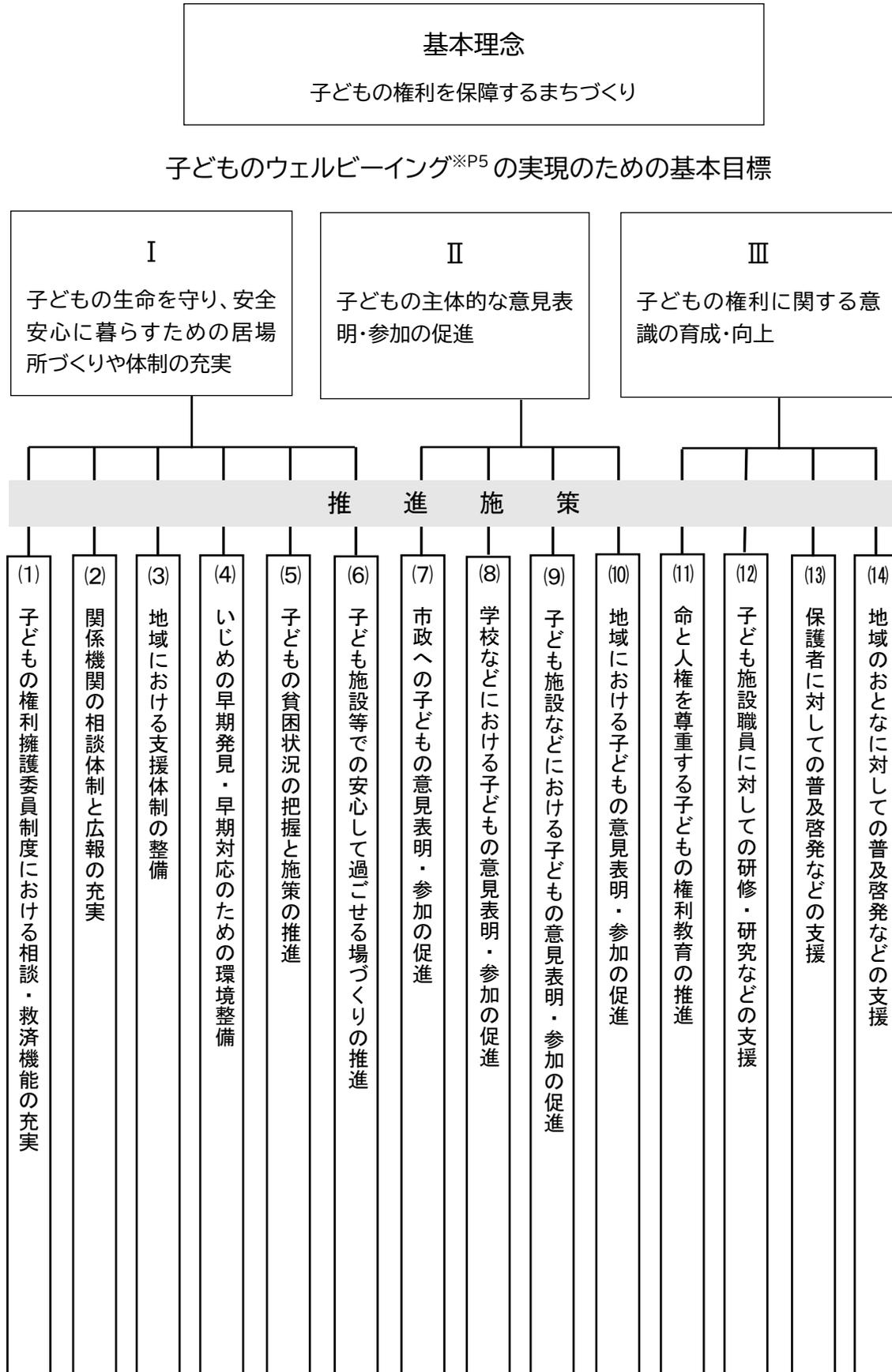
(1) 庁内推進体制の充実

子どもに関する施策の組織横断的な推進体制を充実します。また、子育て支援の施策においても、子どもの権利の視点で行うことができるよう調整していきます。

(2) 市民、市民グループ、関係団体等との連携・協働

計画を効果的に推進し、実効性のあるものにするために、子どもの成長に関わる市民や市民グループとの連携や協働、児童相談所（子ども相談センター）をはじめとする市以外の子どもに関わる機関や、一般事業所などとの連携をさらに進めます。

第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画体系図



1. 基本理念

子どもの権利に関する条例の前文に書かれている多治見の子どもたちの思いが込められた、子どもの権利を保障する5つのまちづくりを引き続き基本理念とします。

- ☆子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち
- ☆子どもが安心して自分らしく生きることができるまち
- ☆お互いを尊重し、共に支え合うまち
- ☆子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち
- ☆平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち

2. 基本目標

第3次推進計画まで目標として掲げてきた「自己肯定感の向上」を見直し、個々が良好な状態であることを意味する「ウェルビーイング」を採用し、次の3つを基本目標として取り組みます。

※ウェルビーイングとは

身体的・精神的・社会的の3つの側面において良好な、満たされている状態にあることです。「幸福」と訳すこともできますが、本推進計画では「子どもが心身ともに健やかな状態であること」という意味とします。

基本目標Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための居場所づくりや体制の充実

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての子どもの命を守るよう努めなければなりません。

虐待や体罰、いじめなどの子どもの権利侵害の早期発見・早期対応に努め、切れ目のない支援体制の整備に向け、相談・救済機関の連携、充実を図ります。また、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作りあうことができる居場所づくりを推進します。権利が侵害されていることが分からなかったり、相談や救済を求める方法が分からなかったりする子どもが、安心してSOSを発することができ、救済を求められるよう広報・普及を推進します。また、子どもの貧困の状況を把握し、必要な施策を推進します。

基本目標Ⅱ 子どもの主体的な意見表明・参加の促進

子どもの生活の場においては、子どもが自分の意見を表明でき、その意見や思いが正當に受け止められ尊重されるよう一層努めます。また、子どもの主体的な参加を促し、参加を保障できるよう環境の整備に努めるとともに、自主的な活動を支援します。

基本目標Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

子どももおとなも誰もが、かけがえのない社会の一員として命の大切さや人権を尊重する考え方を広めていきます。学校における子どもの権利に関する学習資料や指導方法を工夫・改善し、1人の人間としての権利を有することや他人の権利を尊重することなど、子どもの人権学習を支援します。人権意識を育む機会を設けることで、子ども自身がありのままの自分を受け入れ、強みや可能性を自律的に叶えられる環境づくりをします。また、子どもが1人の人間として最大限に尊重されるような啓発や、保護者が自分自身のことも大切にできるようなメッセージの発信など、おとなに向けた広報も行います。

II. 推進施策

II. 推進施策

基本目標Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための居場所づくりや体制の充実

推進施策1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済機能の充実

安心かつ信頼して相談できるように、子どもの権利擁護委員制度や子どもの権利相談室相談事業の充実を図ります。また、子どもの権利擁護委員制度や子どもの権利相談室についての社会的認識を高めるよう広報・啓発していきます。

推進施策2 関連機関の相談体制と広報の充実

虐待や体罰、いじめなど子どもの命に関する事案の早期発見・早期対応や子どもの権利侵害防止に向けて、子どもが安心して相談できる体制や環境の整備を進めます。

推進施策3 地域における支援体制の整備

年齢とともに変化していく子どもに関する問題に対して、地域における切れ目のない支援を提供することにより、子どもの命を守り、保護者や子どもの支援ができるように、各関係機関の連携を図ります。

推進施策4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備

いじめの早期発見・早期対応のため、子どもに対する調査や対応マニュアルの見直しを定期的実施します。また、いじめ防止基本方針が機能しているか点検し、必要に応じて見直します。

推進施策5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進

ヤングケアラーについてなど、子どもの貧困の状況を把握するための調査を実施し、多治見市の状況に合わせた施策を推進します。

推進施策6 子ども施設等での安心して過ごせる場づくりの推進

学校だけではなく、子ども施設や地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所になるよう、子どもの居場所づくりをさらに進めます。

基本目標Ⅱ 子どもの主体的な意見表明・参加の促進

推進施策7 市政への子どもの意見表明・参加の促進

たじみ子ども会議をまちづくり、市政などへの子どもの意見表明・参加の場として活性化します。また、市の総合計画を策定したり、施設を建設したりする際は、子どもの意見表明・参加の場を広く設け、子どもたちの意見を聞く機会を設けます。

推進施策8 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進

学校などにおける子どもの意見表明・参加をさらに促進します。また、意見表明・参加が進むよう教職員や、学校を支援します。

推進施策9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進

子ども施設の運営や事業などへ、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、情報や場の提供など環境整備に努めます。

推進施策 10 地域における子どもの意見表明・参加の促進

地域において、子どもが意見表明をしたり、主体的に参加したりできるよう、青少年まちづくり市民会議やボランティア活動などを支援します。

基本目標Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

推進施策 11 命と人権を尊重する子どもの権利教育の推進

子ども、おとなにかかわらず誰もが命の大切さを学び、人権を尊重できるような学習の機会を提供します。学校などにおいては、子どもの権利学習を進めるとともに、子どもや職員への障害や多様な性のあり方に関する情報を提供します。

推進施策 12 子ども施設職員に対しての研修・研究などの支援

学校などにおいて、子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義についての理解をさらに深め、学校等の子ども施設が子どもにとって安心して過ごせる場所となるよう、子ども施設職員、行政職員などへの研修機会や情報を提供し、教職員への子どもの権利授業に関わる支援を推進します。また、子どもの権利侵害の早期発見・早期対応のために、子どもの SOS を適切に受け止め、関係機関と連携が取れるように、子ども施設職員への研修を継続します。

推進施策 13 保護者に対しての普及啓発などの支援

学校や園を通じた情報提供に加え、子育て支援事業や、母子保健事業などを通じて、子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義についての理解をさらに深めます。家庭が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、保護者を対象に子どもの権利についての学習機会や情報を提供し、普及啓発を進めます。また、乳幼児の権利を尊重し、子どもとともに安心して学びあい、育ちあい、地域とつながることができるよう、乳幼児の保護者の支援を充実させます。

推進施策 14 地域のおとなに対しての普及啓発などの支援

地域が子どもにとって安心して過ごせる居場所となるよう、地域のおとなに向けた子どもの権利についての学習機会や情報などを提供し、虐待や体罰、いじめなどが起きないための支援を充実します。また、地域のおとなが子どもの権利や子どもの意見表明・参加の意義について理解を深められるよう、子どもの権利に関する自主的な学習を支援します。

III. 第3次推進計画の評価・検証

多治見市では、第1次推進計画から、取組み状況を、毎年「多治見市子どもの権利委員会」において評価・検証を受けています。第4次推進計画の策定に向け、第3次推進計画の検証をするとともに令和5年8月に、「子どもの権利に関するアンケート調査」を実施し、子どもの自己肯定感や意見表明・参加の機会、条例の認知度などについて調査をしました。子どもの権利委員会において議論された第3次推進計画の評価、第4次推進計画への課題等の概要は次のとおりです。

施策の方向Ⅰ 子どもの生命を守り、安全安心に暮らすための体制の充実

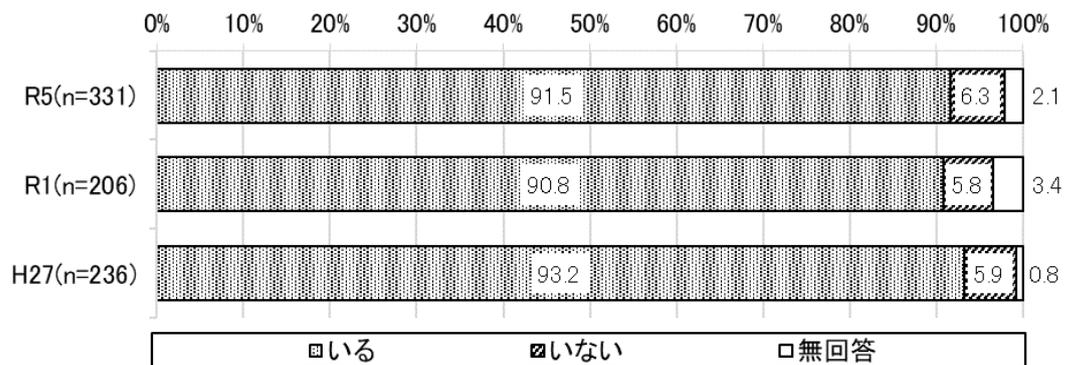
【推進施策1 子どもの権利擁護委員制度における相談・救済措置の充実】

近年子どもを取り巻く課題は複雑化しており、潜在的な悩みや不安は多くあると考えられます。擁護委員や相談員の専門性は維持しつつ、相談方法や広報の拡充により子どもの権利相談室がより多くのおみなさんに気軽に利用してもらえることが求められます。

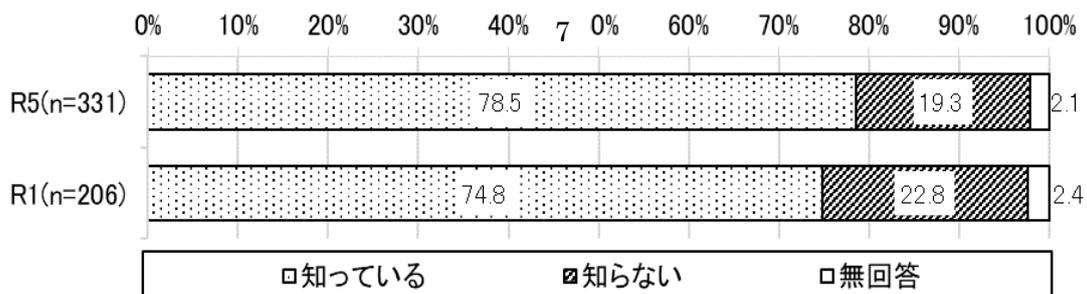
【推進施策2 関係機関の相談体制と広報の充実】

令和5年度に実施したアンケート調査では「困ったことや悩みがあるとき、相談したり、話を聞いてもらう人がいるか」という設問に対し、子どもで「いる」と回答した人の割合は91.5%と、令和元年度に行ったアンケート結果と比較してほぼ横ばいの結果となりました。子どもの悩みについての相談窓口があることを78.5%の子どもが「知っている」と回答しており、実際に相談窓口を利用した人が1.5%という結果となりました。また、「子どもの権利相談室」の子どもの認知度は18.7%で、前回調査時よりも高くなっていました。しかしいまだに7割以上の人たちが知らないという状況のため、今後も相談できる場所を必要とする子どもや保護者に、相談窓口に関する情報を届けることが求められます。

子ども: 困ったことや悩みがあるとき、相談したり、話をきいてもらう人がいるか



子ども: 子どもの悩みについての相談窓口があることを知っているか



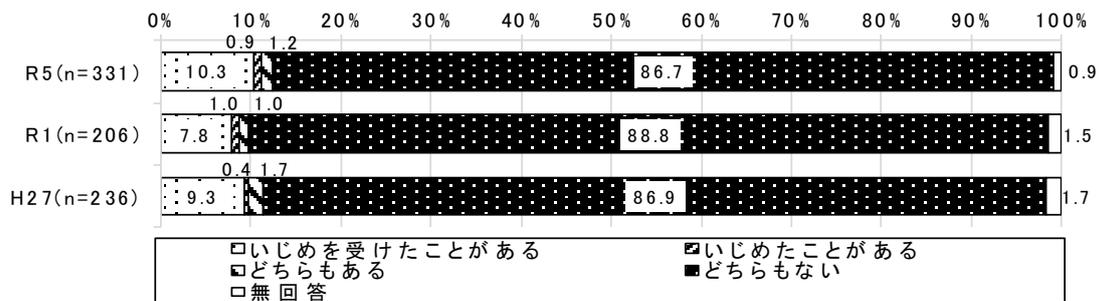
【推進施策3 地域における支援体制の整備】

成長過程の子ども一人ひとりが、自分らしく安心して過ごすことができる地域の居場所の必要性が、コロナ禍を経て高まっています。生活する場が変わっても各機関の連携した支援体制を構築することで、子どもはより安心してその地域で育つことができます。地域には民生児童委員、幼稚園・保育所、児童館・児童センターなど、多くの支援者や窓口があります。これらの関係機関が相互に連携し、地域全体で子どもの生活や成長を権利として保障するために、子どもの状態に即した切れ目のない支援体制の整備が望まれます。

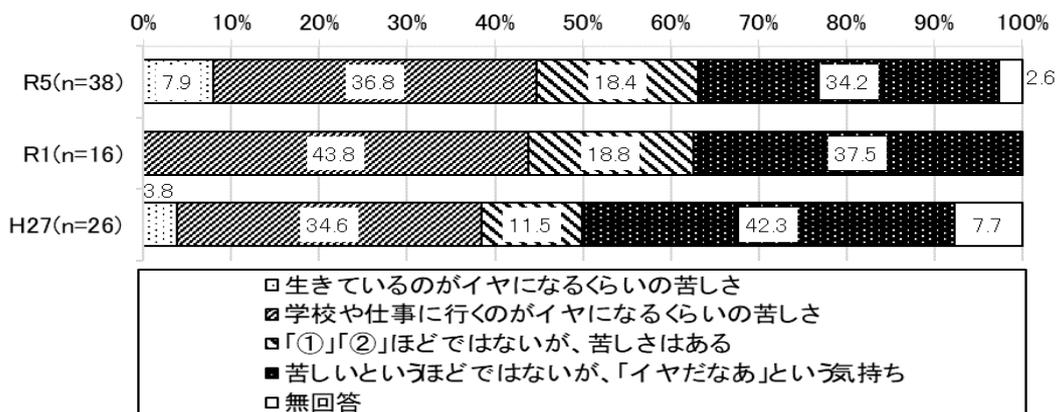
【推進施策4 いじめの早期発見・早期対応のための環境整備】

令和5年度に実施したアンケート調査では「いじめを受けたことがある」子どもが全体の10.3%となり、前回調査時よりも増加している結果となりました。学校種別と性別で分類すると、いじめを受けたことがあると回答した割合が最も高かったのは、女子中学生で14.9%でした。また「いじめを受けたときの苦しさはどの程度か」という設問に「生きているのがイヤになるくらいの苦しさ」と回答した人は、前回0%だったところが7.9%と増加しました。今まで以上にいじめについて、質的・量的な改善が求められます。

子ども:いじめを受けたことがあるか/いじめたことがあるか



子ども:いじめを受けたときの苦しさはどの程度か



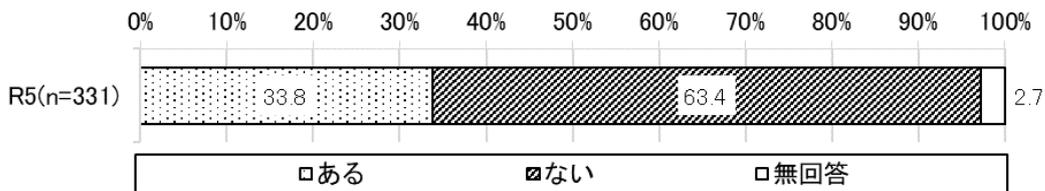
【推進施策 5 子どもの貧困状況の把握と施策の推進】

令和5年度に行ったアンケート調査では、ヤングケアラーについての設問を追加しました。その中で「ヤングケアラーという言葉聞いたことがあるか」という設問で「ある」と答えた子どもは33.8%で、おとなは77.6%でした。子どもの結果について学校種別にみると高校生のおよそ半分がヤングケアラーという言葉聞いたことがあると回答しており、年齢が上がるにつれて認知度が高くなっているという結果になりました。そして自身がヤングケアラーにあてはまるかどうかについて「あてはまらない」と答えた子どもは85.8%でした。子どもらしく生きる権利を回復するために、周りのおとなが気づけるような環境として、既に多治見市で取り組んでいる「子ども食堂」「学習支援」があります。子どもの未来を応援する事業の場が子どもの居場所としても、より機能することが求められます。

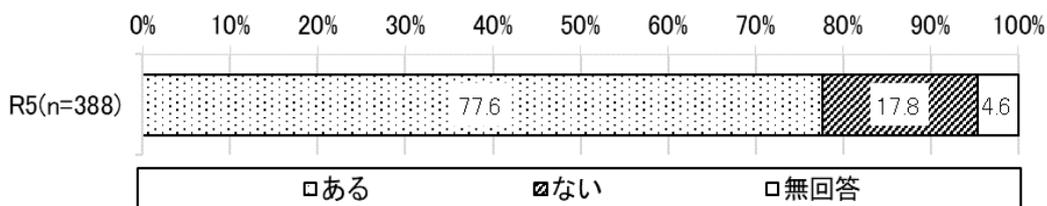
～ヤングケアラーとは～

本来おとなが担うと想定されているような家事や家族の世話などを日常的に行っていることにより、子ども自身がやりたいことができないなど、子ども自身の権利が守られていないと思われる18歳未満の子どもを一般的に「ヤングケアラー」と呼んでいます。

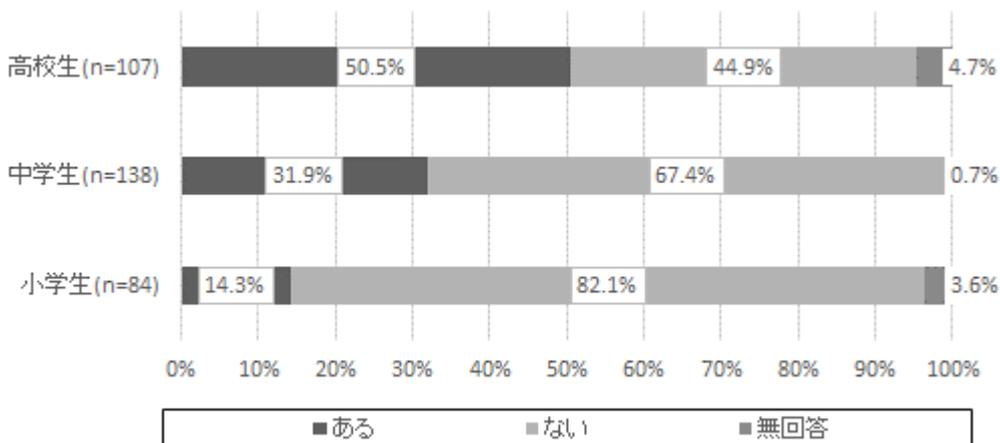
子ども:「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか ※令和5年度アンケートより設置



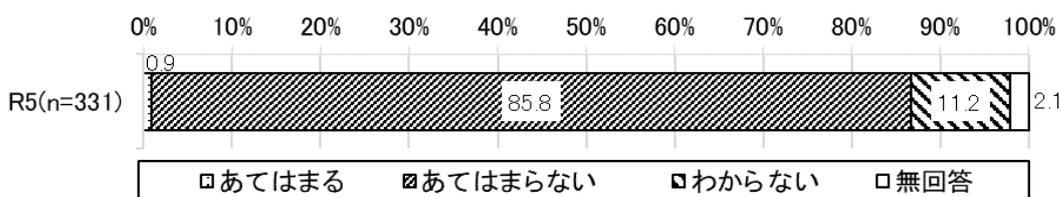
おとな:「ヤングケアラー」という言葉を聞いたことがあるか



子ども:学校種別



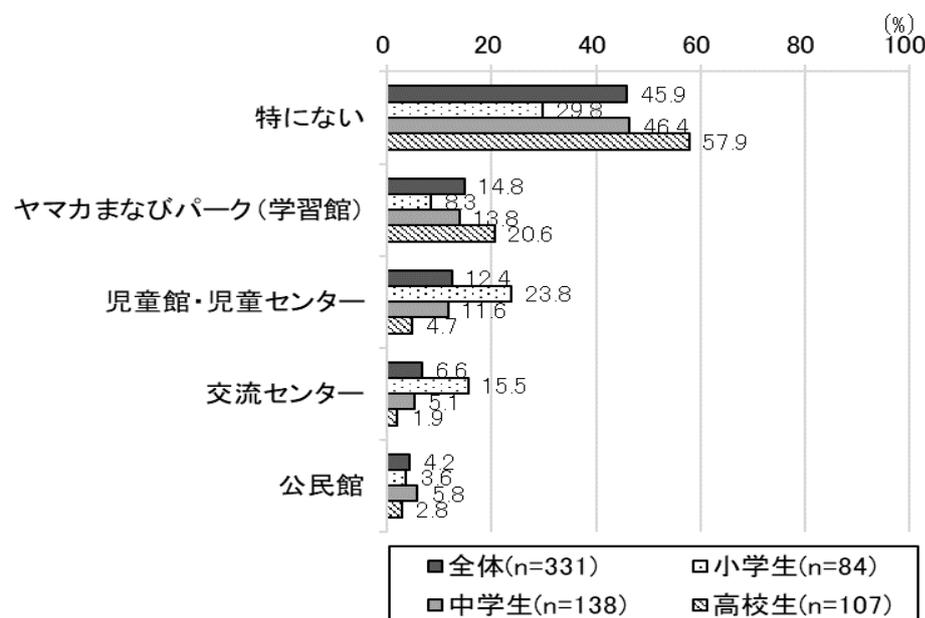
子ども:自身はヤングケアラーにあてはまるかどうか



施策の方向Ⅱ 子どもの居場所づくりと意見表明・参加の促進

【推進施策6 居場所づくりの促進】

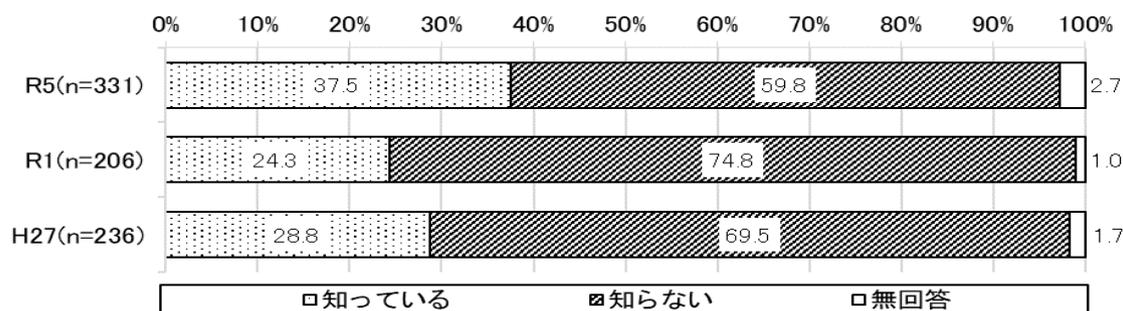
令和5年度のアンケートの中では、多治見市の施設のうち、一番よく利用している施設として、学習館などがあげられています。子どもが自らの居場所を見つけ、社会とつながり、安心できる場を確保することは、継続して必要です。児童館・公民館においても地域の住民と連携して、子どもが安心できる場の充実が求められます。



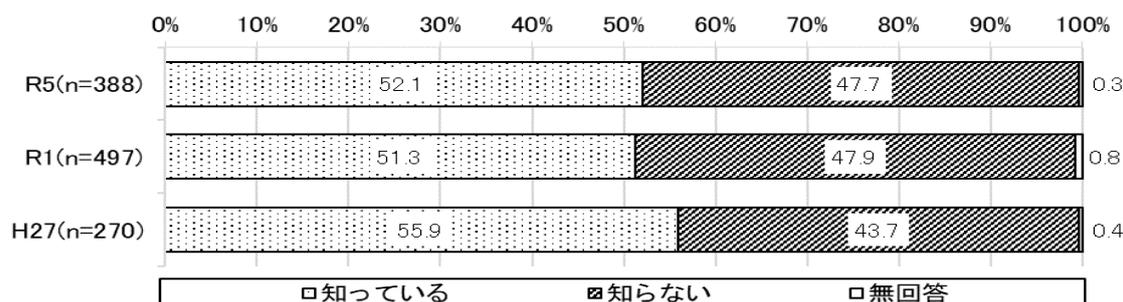
【推進施策7 たじみ子ども会議の活性化など市政への子どもの意見表明・参加の促進】

子どものための権利条例であるにもかかわらず、子ども自身の認識が薄く、令和5年度のアンケート調査においても子どもの認知度は37.5%、おとなの認知度は52.1%でした。前回結果と比べると数値は上昇しているものの認知度があまり高いとは言えません。市の事業のうち、最も認知度が高かったのは「たじみ子ども会議」です。たじみ子ども会議を活性化することで、意見の表明から市政へ反映されるまでの、仕組みの充実や情報提供などの取り組みが必要です。さらに意見表明をすることで、自己肯定感、自己有用感といったような達成感を得られるような経験が求められます。また、おとなへと成長する過程で多治見市への関心を深めてもらうことも必要です。

子ども:「多治見市子どもの権利に関する条例」があることを知っているか



おとな:「多治見市子どもの権利に関する条例」があることを知っているか



【たじみ子ども会議について】

「たじみ子ども会議」は「多治見市子どもの権利に関する条例」において「子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加する」場として定められ、毎年1回開催しています。毎年子どもスタッフの提案したテーマについて自由に意見を出し合い、最終的には子ども会議で出た意見を意見書としてまとめ、市長に提出しています。

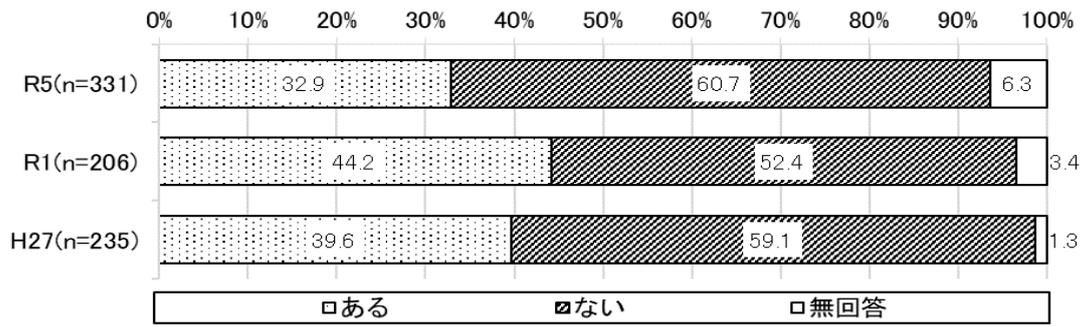
【たじみ子ども会議☆子どもスタッフについて】

たじみ子ども会議を企画・運営するためのスタッフを務める子どもたちのこと。年1回開催するたじみ子ども会議に向け、毎月子どもスタッフ会議を開催しています。

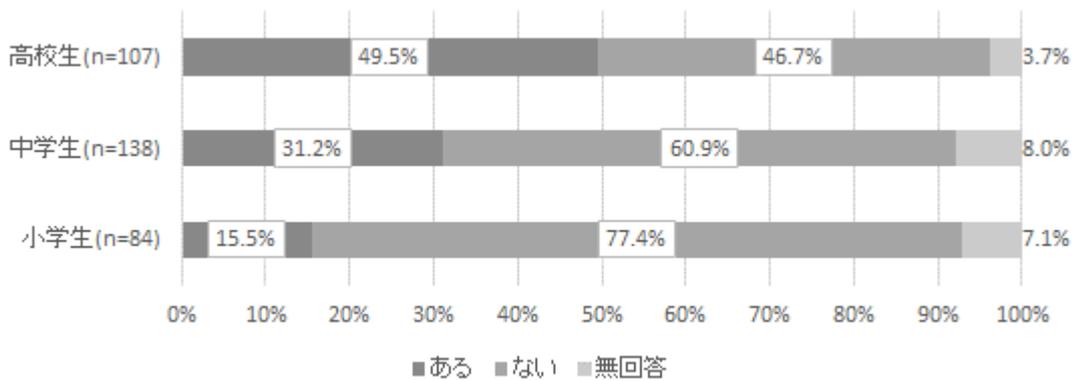
【推進施策8 学校などにおける子どもの意見表明・参加の促進】

令和5年度に実施したアンケート調査において「学校生活で意見を聞いてほしいと思うことがある」と回答した子どもの割合は全体の32.9%であり、前回調査時より下回っていました。しかし、学校生活のなかでもっと意見を聞いてほしいと思うことが「ある」と回答した子どもは小学生、中学生、高校生と年齢が上がるごとに増加しています。その中でも、子どもが学校生活の中でもっと意見を聞いてほしいと思う内容は「校則（自分たちの学校のルール）の内容」が最も高い結果となり、小学生38.5%、中学生62.8%、高校生75.5%でした。学校は子どもたちが多くの時間を過ごす日常生活の場であり、社会におけるルールやマナーを模擬的に学ぶ場でもあります。このような役割をもつ学校において、今の時代に即した対応とは何かを聞き取るなど、子どもたちの意見表明の機会を設け、個人の主体性を育むとともに、能動的なコミュニケーションスキルを身につけられるよう支援することも求められます。

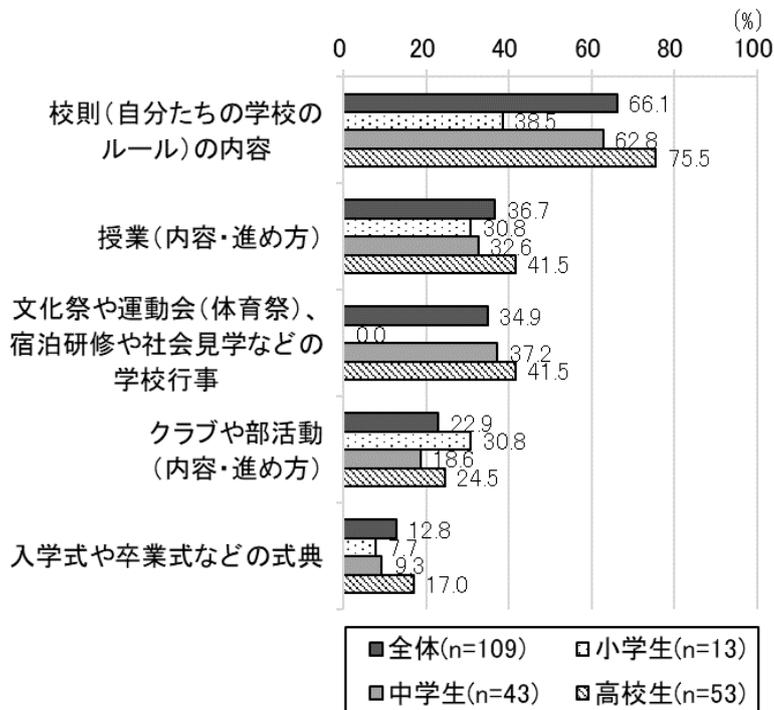
子ども: 学校生活の中でもっと意見を聞いてほしいと思うことはあるか



子ども: 学校種別



子ども: 学校生活の中でもっと意見を聞いてほしいと思うことは何か



【推進施策9 子ども施設などにおける子どもの意見表明・参加の促進】

児童館・交流センターなど、子どもの集まる施設の運営には、子どもの主体的な意見が必要不可欠です。子どもに関わる情報の収集と発信に加え、文化芸術活動など子どもの自主的活動を支援するための環境整備が必要です。

【推進施策10 地域における子どもの意見表明・参加の促進】

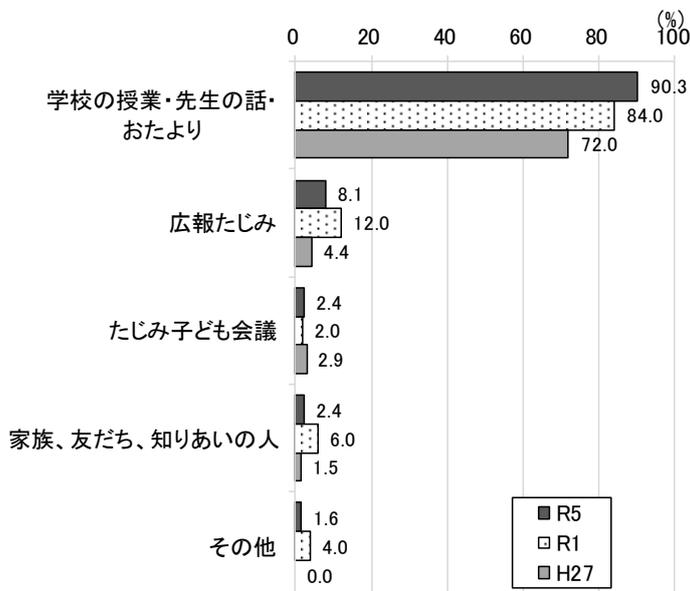
多治見市では、青少年健全育成と住みよいまちづくりを推進するため「多治見市まちづくり市民会議」を組織しています。地域のイベントなどを通し、子どもたちが楽しくのびのびと過ごすことができるよう、様々な体験の機会や子どもたちが自分の考えを発表する場を提供することが求められます。

施策の方向Ⅲ 子どもの権利に関する意識の育成・向上

【推進施策11 命と人権を尊重する教育の推進】

市内ではそれぞれの学校で子どもの権利学習に取り組み、毎年11月20日の「たじみ子どもの権利の日」前後には子どもの権利に関する授業を実施しています。「たのしくらすこと」や「自分を大切にすること」、「みんなと仲良くすること」が子どもの権利と少しずつ結びつき、アンケート調査では、多治見市に子どもの権利に関する条例があることを「知っている」と回答した子どもの割合は37.5%と、徐々に上昇しています。子どもの権利に関する条例があることを知っている子どものうち、条例を知った媒体は「学校の授業・先生の話」という回答が最も多く、90.3%の子どもが学校での取り組みを契機に子どもの権利条例について認知しています。教育現場を通し、人権意識を育成することが継続して求められます。

子ども:子どもの権利に関する条例を知った媒体は何か



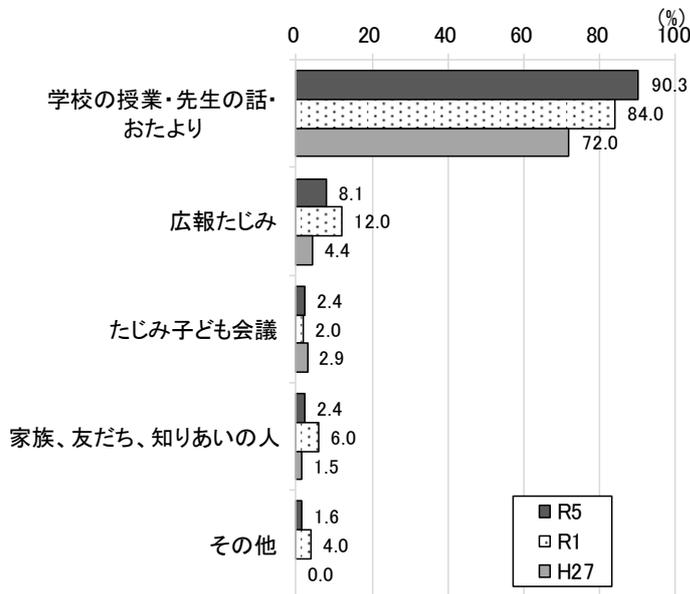
【推進施策 12 子どもの権利学習の研究・教材開発】

子どもの権利について効果的な啓発を実施し、多くの子どもの意識に残すためにも、学習方法や情報発信方法の研究が大切です。自分の命が尊い、自分の周りの人の命も尊いと実感する経験を通して、自分自身を大切に、権利行使の主体として育つための学習機会となるよう、授業において子どもの権利を理解するための教材開発等が必要と言えます。

【推進施策 13 子ども施設職員に対しての研修・研究などの支援】

子どもと向き合う各施設の職員が子どもの権利に関する理解を深めることは、とても大切です。子どもの権利に関する理解があり、権利意識の高い子ども施設職員を通じて、施設を利用する子どもや保護者などおとなの意識が向上することも期待できます。市が行っている子どもの権利に関する施策、具体的な取り組みについての情報を提供し、周知を図ることも必要です。

おとな:子どもの権利に関する条例を知った媒体は何か



【推進施策 14 保護者に対しての普及啓発などの支援】

おとなの子どもに関する権利に関する条例の認知度については全体の52.1%で、ほぼ横ばいの結果となっています。子どもの権利を保障するためには、子どもたちだけでなく、保護者などのおとなが子どもの権利についての理解を深める機会を持つことが大切です。子どもとおとなが一緒になって命の尊さを学び、そこから人権意識の育成につなげられるよう、市の主催するセミナーなど多様な学習機会の場を継続して提供していくことが必要です。

【推進施策 15 地域のおとなに対しての普及啓発などの支援】

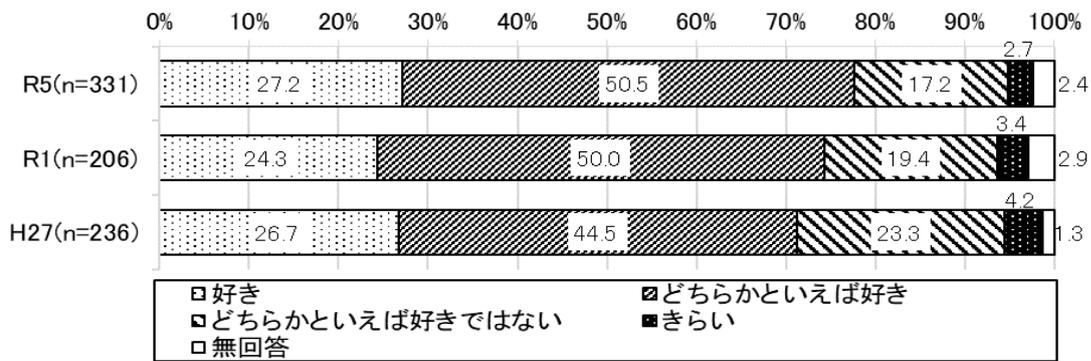
子どもが日々の生活経験をとおして権利を実感できるようにするためには、身近な養育者だけでなく、地域のおとななども含めた広い範囲で、子どもの権利内容と実践方法を学ぶ必要があります。近年、児童虐待相談・通告件数は増加傾向にあります。地域のおとなが、子どもの権利について理解を深めることで、子どもの最善の利益や安全を優先し、周囲の子どもに虐待を受けている様子がないか等のアンテナを張ることが、虐待・体罰等の予防につながります。

【子どもの自己肯定感について】

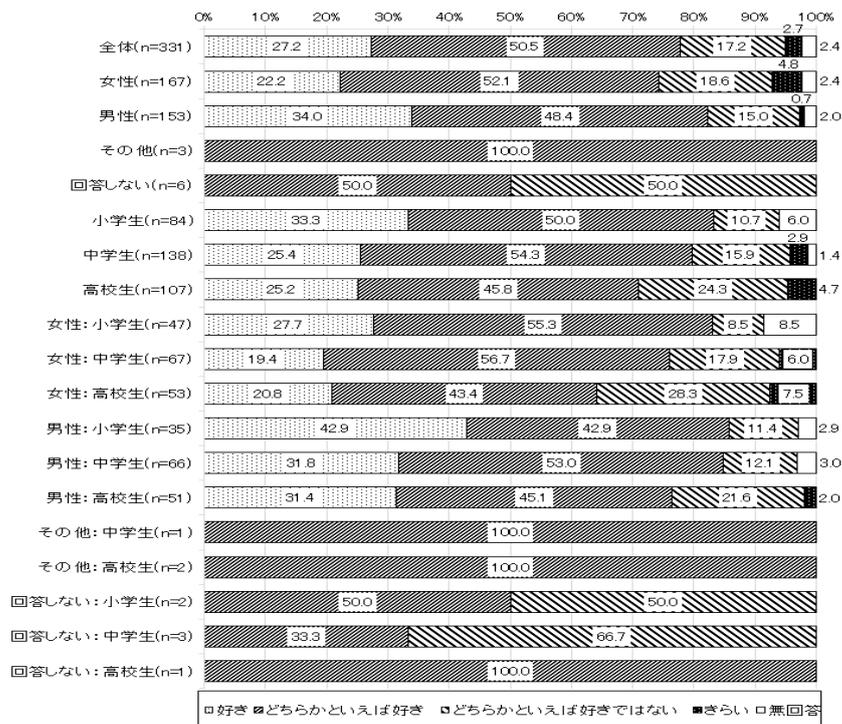
令和5年度アンケート調査結果によると、自己肯定感の基本的要素である「自分のことが好きか」という項目について、「好き」「どちらかといえば好き」と回答する子どもは77.7%で、第3次推進計画における目標を概ね達成できたと言えます。そして「どちらかといえば好きではない」「きらい」を合わせた回答は19.9%でした。

学校種別では、「好き」と回答する子どもの割合は、小学生で最も高く、中学生、高校生は概ね横ばいの結果となりました。男女・学校種別では男子小学生で42.9%と高く、女子中学生が最も低く19.4%となっています。「どちらかといえば好き」と回答する子どもを合わせた場合では、男子小学生で85.8%と高く、女子高校生で64.2%と最も低くなっています。また、自分のことが「きらい」と回答する子どもの割合は、女子高校生で最も高く7.5%となっています。

子ども: 自分のことが好きか



子ども: 学校種別

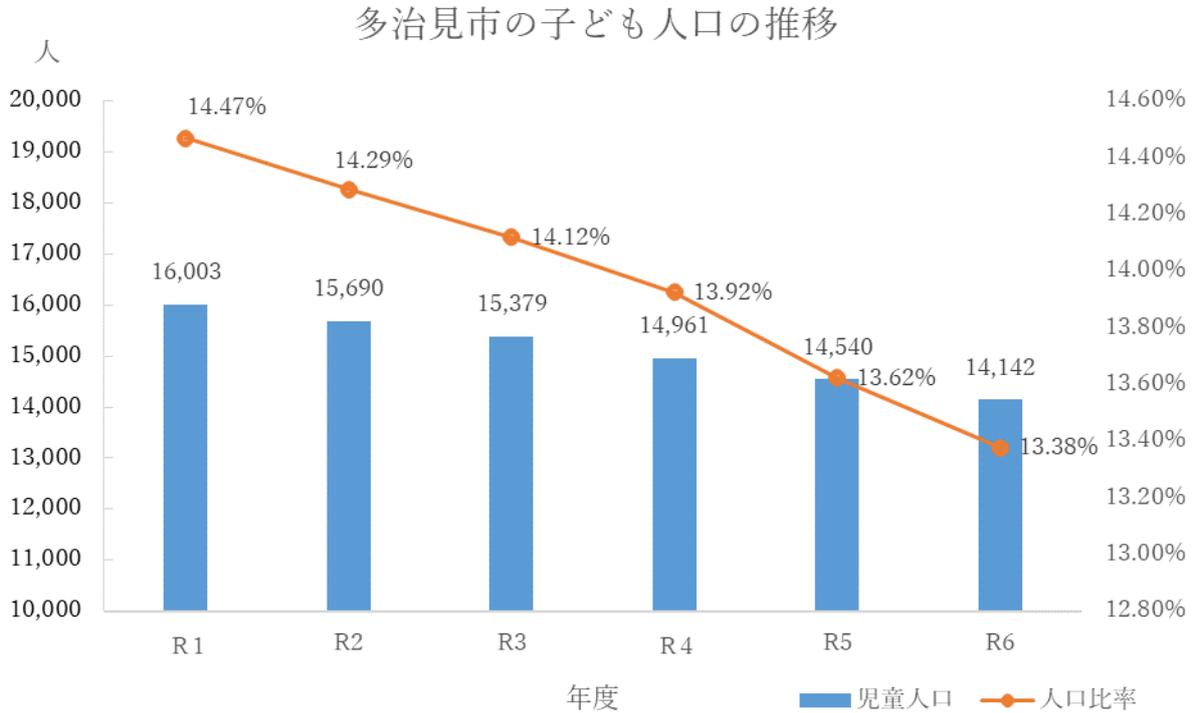


資料編

1. 多治見市における子どもをめぐる現状
 - (1) 子どもの人口推移
 - (2) アンケート調査結果からみる子どもを取り巻く現状
2. 子どもの権利委員会委員名簿
3. 第3次子どもの権利に関する推進計画策定の経緯
4. 子どもの権利に係る取組年表
5. 多治見市子どもの権利に関する条例
6. 用語解説

1. 多治見市における子どもをめぐる現状

(1) 子どもの人口推移



※人口は毎年度4月1日時点
 ※児童人口（18歳未満）

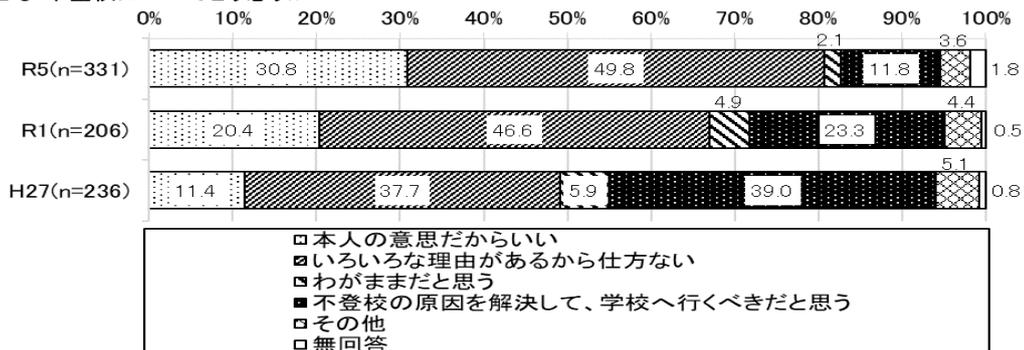
(2) アンケート調査結果からみる子どもを取り巻く現状

・不登校について

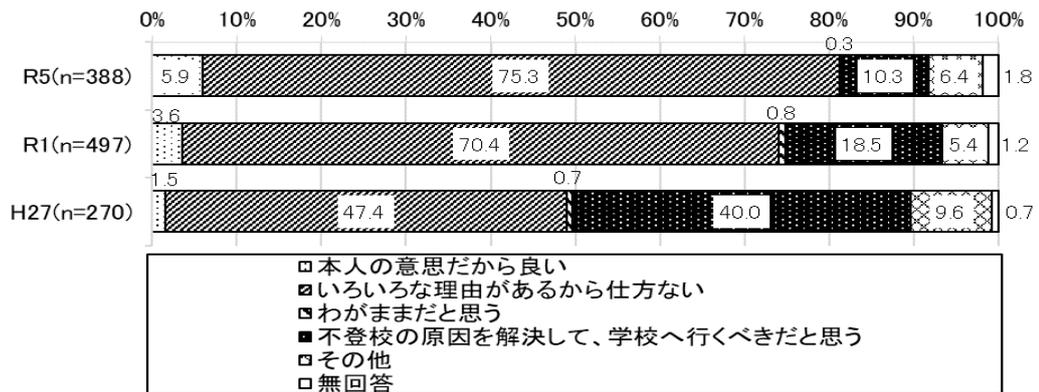
子どもは、不登校について「いろいろな理由があるから仕方ない」との考えが最も多く49.8%で、前回、前々回に比べて増加しています。「いろいろな理由があるから仕方ない」や「本人の意思だからいい」が上昇傾向である一方で、「不登校の原因を解決して、学校へ行くべきだと思う」は低下傾向にあります。

おとなも「いろいろな理由があるから仕方ない」が最も高く75.3%でした。子どもの結果と同様に、「いろいろな理由があるから仕方ない」が上昇傾向であり、「不登校の原因を解決して、学校へ行くべきだと思う」は低下傾向になっていることから、不登校に対して子どもとおとなが共通見解を示してきていると考えられます。

子ども：不登校についてどう思うか



おとな：不登校についてどう思うか

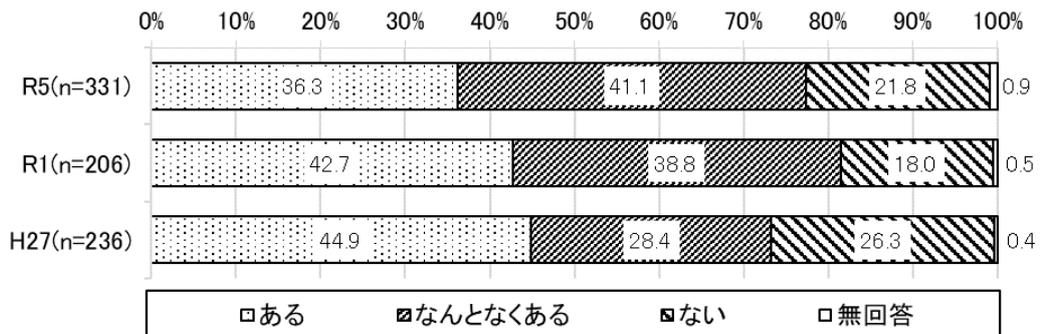


教育支援センター（さわらび）について

多治見市の適応指導教室。さまざまな理由で学校に通えない児童生徒に、学校以外の場所で個別あるいは集団で指導を行い、個々の自立を促す。基本的には学校生活への復帰を目指す施設だが、現在は不登校の生徒の居場所のひとつとしての機能も併せ持つ。

・子どもの将来の夢について

将来の夢ややりたい職業があるかという問いに対して「ある」「なんとなくある」と回答した子どもは全体の77.4%でした。この割合は令和元年調査時の81.5%から低下しており、原因の一つとして新型コロナウイルス感染症に起因する行動制限があると考えられます。子どもが将来に希望を抱き、学びや実現を通して自信を持ち、さまざまなことに挑戦できる場づくりなどの取り組みが求められます。



2. 子どもの権利委員会委員名簿

第7期多治見市子どもの権利委員会

氏名	職業等	備考
加納 誠司	愛知教育大学生活科教育講座教授	会長
水野 重信	人権擁護委員	副会長
野尻 紀恵	日本福祉大学社会福祉学部学部長	
水野 知久	岐阜県東濃子ども相談センター所長	
池之上 浩	多治見市立平和中学校校長	
加知 玲子	多治見市共栄保育園園長	
浅井 陽子	NPO法人ママズカフェ	
寺島 和希	大学生	
清水 直美	公募委員（NPO 法人まあーる）	

3. 第4次子どもの権利に関する推進計画策定の経緯

期日	内容
令和5年8月2日～8月22日	子どもの権利に関するアンケート調査実施
令和5年7月7日	第7期第5回多治見市子どもの権利委員会
令和5年12月8日	第7期第6回多治見市子どもの権利委員会
令和6年2月28日	第7期第7回多治見市子どもの権利委員会
令和6年5月24日	第7期第8回多治見市子どもの権利委員会
令和6年7月26日	第7期第9回多治見市子どもの権利委員会
令和6年7月26日、9月5日	子どもの権利委員による子ども関連事業視察
令和6年9月5日	第7期第10回多治見市子どもの権利委員会
令和6年10月27日	たじみ子ども会議子どもスタッフへの意見聴取
令和6年12月12日	第7期第11回多治見市子どもの権利委員会
令和6年12月12日～12月18日	庁内関係部署意見聴取
令和6年12月25日	庁内会議（調整会議）
令和7年1月8日	庁内会議（政策会議）
令和7年1月8日～2月7日	パブリック・コメント手続き実施

4. 子どもの権利に係る取組年表

年 度	内 容
平成 8 年度	子どもの権利条約の趣旨浸透のため、市内全戸にリーフレット配布
平成 11 年度	「たじみ子ども議会」を開催 → 翌年度から「たじみ子ども会議」
平成 12 年度	企画部に「文化と人権の課」を設置 子どもの権利に関するアンケート調査の実施 子どもの権利条約リーフレットを全児童生徒に配布 「多治見市子どもの権利検討委員会」を設置（1月） ① 権利検討委員会 24回（～14.10） ② 起草委員会 5回（～15.1） ③ 子どもの権利セミナー、フォーラム 9回（～15.6） ④ 子ども関連施策担当部課連絡会議 14回（～14.9）
平成 13 年度	第5次総合計画に「子どもの権利条例制定」を位置づけ 「多治見市子どもの権利検討委員会」による中間報告（3月）
平成 14 年度	「多治見市子どもの権利条例」骨子案作成
平成 15 年度	「多治見市子どもの権利検討委員会」による答申（7月） 「多治見市子どもの権利に関する条例」制定（9月）、施行（1月） 子どもの権利擁護委員委嘱（1月）
平成 16 年度	子どもの権利相談室開室（4月） 「多治見市子どもの権利に関する推進計画」策定
平成 17 年度	子どもの権利に関するアンケート調査の実施
平成 20 年度	企画部企画課に「人権推進室」を設置
平成 21 年度	「第2次多治見市子どもの権利に関する推進計画」策定
平成 23 年度	環境文化部に「くらし人権課」を設置 子どもの権利に関するアンケート調査の実施
平成 25 年度	「第2次多治見市子どもの権利に関する推進計画」後期計画策定
平成 27 年度	子どもの権利に関するアンケート調査の実施
平成 28 年度	「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」策定
令和元年度	子どもの権利に関するアンケート調査の実施
令和2年度	「第3次多治見市子どもの権利に関する推進計画」後期計画策定
令和5年度	子どもの権利に関するアンケート調査の実施
令和6年度	「第4次多治見市子どもの権利に関する推進計画」策定

5. 多治見市子どもの権利に関する条例

平成 15 年9月 25 日条例第 27 号

改正

令和2年3月 24 日条例第5号

多治見市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの権利の普及（第5条・第6条）

第3章 子どもの生活の場での権利の保障（第7条—第9条）

第4章 子どもの意見表明や参加（第10条—第12条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第13条—第18条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第19条—第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けると言うことができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子ども

は、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にできる気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなとの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切に、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

（責務）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

- 2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。
- 3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。
- 4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。
- 5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。
- 6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

（成長への支援）

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及）

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

（子どもの権利の日）

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

（家庭における権利の保障）

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発

見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

（子ども施設における権利の保障）

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

（地域における権利の保障）

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

（意見表明や参加の促進）

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

（子ども会議）

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

（子ども施設での意見表明や参加）

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復
(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に必要なことから、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。

(平成 15 年規則第 86 号により、平成 16 年 1 月 1 日から施行。ただし、第 13 条第 3 項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成 15 年 12 月 19 日から施行)

2 (省略)

附 則 (令和 2 年 3 月 24 日条例第 5 号)
この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行します。

6. 用語解説

【あ】

親育ち4・3・6・3たじみプラン

多治見市教育基本計画に基づき、親も子どもの成長段階に応じ、共に成長していく「親育ち」を支援する取組み。子どもを妊娠中から子どもが中学生の期間にわたって、「家族であいさつを交わすこと」「親子で本を読むこと」「親子でじっくり話すこと」を大切に、“親が育ち、親子の良好な関係を築くこと”をねらいとしている。

いじめ防止基本方針

いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、早期対応が体系的かつ計画的に行われるための具体的な取組を定めた方針。

【か】

学習支援事業

学校の宿題を持ち寄ることや、事業者が用意するテキストを使用することで、子どもの学習習慣を身につけるとともに基礎学力の定着を図る事業。ひとり親家庭、生活保護世帯の他に、外国にルーツのある子どもの夏休みの宿題支援などがある。

子どもの権利

すべての子どもが生まれながらに持っている人権が「子どもの権利」である。これは義務と引き換えに与えられるものではなく、また、何かをしないと取り上げられるものではない。

こども基本法

令和5年4月にこども家庭庁の創設と同時に、すべての子どもや若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会を実現するために国が作った法律。

子どもの権利に関するアンケート調査

子どもの権利について意識と課題を把握し、市民の意見を聴取するために実施した調査。4年に一度実施している。

子どもの権利相談室

子どもの権利擁護委員（下記参照）を補佐する相談員（子どもの権利相談員）が常駐し、子どもの権利侵害に関わる深刻な事柄だけでなく、現に悩みつらい思いをしている子どもの状況を改善、解決するためにも相談に応じる相談室。火～金曜日の午後1時～午後7時、土曜日の正午～午後6時、ヤマカまなびパーク4階に開設。

子どもの権利擁護委員

子どもの権利に関する条例に基づき設置されている、子どもが安心して気軽に相談し救済を求めることができる、第三者性の機能を持つ機関。子どもに関することであればおとなも相談できる。

子ども食堂

子どもが無料あるいは安価に食事ができ、安心して時間を過ごすことができる場。地域ごとに名称が変わるなど特色のある取組を行っている。

【さ】

児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）

国際連合が1989年11月20日に作った条約。日本は1994年にこの条約を批准した。子どもを権利の主体としてとらえ、おとなと同様の様々な権利を認めると同時に成長の過程にある子どもならではの権利を定めている。

児童相談所（子ども相談センター）

児童福祉法に基づいて設置されている機関。悩みを持つ子ども自身や家庭、学校、地域などの方も含め、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉えながら適切な援助をする。

自己肯定感（≒自尊感情）

自らの存在を積極的に評価できる感覚や、自分を知り、価値や存在意義を肯定できる感覚。今の自分を認め、尊重することによって生まれる。

自己有用感

他者に喜んでもらえたなど、自分が他者に必要とされているという感覚。相手の存在なしでは生まれてこない。

青少年まちづくり市民会議

青少年健全育成を通じた住みよいまちづくりを図るため、平成5年に設立された市民組織。「未来を担う子どもたち～地域で守り育てよう～」をスローガンとして、自治会、PTA、公民館、各種団体などと連携して、子どもが地域で楽しくのびのび過ごすことができるように様々な行事を実施している。

【た】

たじみ子育てパートナーウィズ・チル

子どもがひとりの人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう、子どもの心に寄り添い、子どもの声に耳を傾けるなど「子どものパートナー」として関わろうとするおとなを登録し、広める仕組み。略称はウィズ・チル。

たじみ子どもの権利の日

国際連合で「子どもの権利条約」が採択された日にちなみ、子どもの権利に関する条例第6条で子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、11月20日を「たじみ子どもの権利の日」と定めている。

たじみこども未来プラン

子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て支援事業計画」と、次世代育成支援対策推進法に規定する行動計画を一体的に策定している計画。こども基本法に規定する「市町村こども計画」として策定された。「豊かなつながりの中で子どもが伸び伸びと育ち子育てに喜びや夢をもつことができるまち～全てのこどもの今とこれからのウェルビーイングのために～」を基本理念としている。

【は】

母子保健推進員

安心して妊娠・出産・育児ができるように、保健センターの母子事業に積極的に協力し、各種サービスを妊婦や赤ちゃんを育てる母親などの対象者に紹介するなど、行政のパイプ役として、身近な相談者としての役割を担う多治見市より委嘱を受けた子育てボランティア。

【ま】

民生児童委員

社会福祉の精神を持って、子ども、障がい者、高齢者などの援助を必要としている人の相談に応じ、情報提供や援助をする地域の奉仕者。民生委員法に基づく民生委員と、児童福祉法に基づく児童委員を兼務している。